

後継年金受取人指定特約について

年金受取開始日以降に、年金受取人が亡くなられた場合に、主契約の年金受け取りを継承する「後継年金受取人」をあらかじめご指定いただくことにより、未払年金を「後継年金受取人」が継続して年金または一括で受け取ることが可能となる特約です。

- この特約は、ご契約時もしくは積立期間中に、ご契約者の申し出により付加することができます。
- この特約の付加に際しては、保険料はかかりません。

Point

後継年金受取人の指定が可能

後継年金受取人を指定することにより、未払年金があれば一括受取のほか、継続して年金として受け取ることが可能となります。

手続き	必要*1*2
保険料	なし*3
指定できる方	年金受取人の三親等以内の親族

*1 この特約の付加には、被保険者の同意が必要となります。

*2 この特約は、主契約締結の際または主契約継続中の年金受取開始日前日までににおいては保険契約者からの申出により締結することができます。また、年金受取開始日以後は年金受取人からの申出により締結することができます。

*3 第1回目の年金受取から、年金管理費(年金額×1%)をご負担頂きます。

【後継年金受取人指定特約のイメージ図】

「被保険者・年金受取人：夫」「後継年金受取人に指定：妻」の場合

